

**「スマートシニアライフ事業」の実証事業承継に係る  
企画提案公募要領**

令和6年6月

大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会

## 1 承継事業者選定の目的

大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会（以下「協議会」という。）では、大阪府域全体における住民の生活の質（QOL）の向上に向けて、特にシニア層の抱える課題を ICT の活用により解決することを目的とした「スマートシニアライフ事業」の実証事業（以下「本実証事業」という。）を実施してきました。

この度、来年開催される大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現に向けて、本実証事業を万博レガシーとして社会実装するため、企画提案公募により承継事業者を募集します。

## 2 事業の概要

### (1) 事業の名称

「スマートシニアライフ事業」実証事業サービスプラットフォーム実装・運營業務

### (2) 事業目的

高齢者がいきいきと健康で便利に生活できるよう、高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを構築し、デジタル端末を活用することにより、行政と民間の様々なサービスをワンストップで提供することで、高齢者の QOL の向上を目指す。

### (3) 事業概要

- ① 大阪府内のシニア層及びその家族を対象として、「高齢者にやさしいまちづくり」にフォーカスし、ICT をベースとした、シニアサポートサービスの提供
- ② 持続可能な形で住民 QOL 向上を進めるために、民間事業として収益を確保しながら社会課題に挑む、エコシステムの構築
- ③ 行政及び民間サービスをワンストップで大阪府域全体に提供するプラットフォームの構築・運用

### (4) 経緯・利用状況

別添の「資料1：「スマートシニアライフ事業」実証事業の概要」を参照してください。

## 3 事業承継に係る前提条件

別添の「資料2：条件提示書」を参照してください。

## 4 応募に係る基本条件

### (1) 応募資格

協議会の会員又は複数の協議会会員により構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

(2) 企画提案内容等の遵守

企画提案内容を誠実に履行すること。

5 応募の手続き

応募の手続等については、以下のとおりです。必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配付

ア 配付日

令和6年6月10日(月)

イ 配付方法

電子メールにて協議会の全会員へお送りします。

送信元メールアドレス：smart-senior\_life@gbox.pref.osaka.lg.jp

ウ 配布書類

公募要領（様式第1号～第6号を含む。）

(2) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和6年6月10日（月）午前10時から令和6年7月12日（金）午後5時まで

イ 提出方法

「(3) 提出書類」を提出先まで郵送又は持参してください。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法で令和6年7月12日（金）必着にしてください。

併せて、提出書類（添付書類を除く。）の電子データについて、メール送付又はCD等の電子メディアにコピーして郵送又は持参してください。なお、メールで送付した場合は、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。）

ウ 提出先及び問い合わせ先

大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会事務局

所在地：〒559-8555

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎 34階

大阪府スマートシティ戦略部 戦略推進室 地域戦略推進課

シニアライフ推進グループ内

・送信先メールアドレス：smart-senior\_life@gbox.pref.osaka.lg.jp

・電話番号（直通）：06-6210-9095

(3) 提出書類

ア 承継事業者申請書（様式第1号：1部）

イ 法人概要書（様式第2号：1部）

ウ 承継事業に係る企画提案書（様式自由：正本1部と、副本(正本の写し)5部)

様式は自由ですが、中長期的なビジネスプラン（収支計画を含む。）やサービス提供手法/内容等について、審査基準に沿って作成をお願いします。また、企画提案書は審査基準の該当項目がわかるよう記載してください。

エ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書（様式第3号：1部）
- ② 共同企業体協定書（写し）（様式第4号：1部）
- ③ 委任状（様式第5号：1部）
- ④ 使用印鑑届（様式第6号：1部）

〔添付書類〕（共同企業体の場合は、すべての構成員分を提出してください。）

オ 法人等の概要を示す書類

- ① 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの（1部）（原本証明してください。）
- ② 登記事項証明書（1部）
- ③ 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書（1部）
- ④ 法人等の事業の概要を記載した書類（1部）
- ⑤ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（本社及び事業所所在地、設立年月日、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売上高等を記載した書類）（1部）
- ⑥ 最近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書についても提出してください。）（1部）
- ⑦ 令和6年度の事業計画書及び収支予算書（1部）

カ 納税証明書

- ① 府税(全税目)に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の納税証明書（1部）  
※ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代える
- ② 最近3事業年度の法人税並びに消費税及び地方消費税の未納がない旨の納税証明書（1部）

(4) 提出書類の返却

理由のいかんを問わず返却しません。

(5) 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

## 6 スケジュール

令和6年6月10日(月) 公募要領配付、企画提案募集開始、質問受付  
6月21日(金) 質問受付締切

7月12日(金)	企画提案受付締切
7月26日(金)	選定会議（提案資料の審査、承継候補事業者の選定）
9月頃	総会（承継事業者の決定） 事業者との基本合意 事業承継に向けた各種調整
令和7年3月	総会（事業承継の決議、現協議会解散） 事業者との協定締結
4月1日(火)	事業承継、本格事業化

※承継の時期については、承継事業者との協議により、概ね半年程度延長ができるものとします。

## 7 質問の受付

### (1) 受付期間

令和6年6月10日（月）午前10時から令和6年6月21日(金) 午後5時まで

### (2) 提出方法

電子メールで受け付けます。メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。）

質問への回答はメールにて回答します。

- ・ 送信先メールアドレス：[smart-senior\\_life@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:smart-senior_life@gbox.pref.osaka.lg.jp)
- ・ 電話番号（直通）：06-6210-9095

## 8 承継候補事業者の選定

### (1) 選定方針

事業承継にあたり、公平性、透明性及び競争性を確保するため、協議会内に「スマートシニアライフ事業」承継候補事業者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置し、公募により複数の者から承継に係る企画提案を受け、以下の審査基準に基づき、承継候補事業者を選定します。

### (2) 承継候補事業者の選定

#### ① 承継候補事業者選定会議

- ・ 「スマートシニアライフ事業」承継候補事業者選定会議設置要綱第1条に基づき、「スマートシニアライフ事業」の実証事業承継候補事業者に応募した者の審査を行う「選定会議」を設置します。
- ・ 選定会議は、複数の委員で組織し、協議会会員のうち希望する者で構成するものです。

#### ② 選定の方法

- ・ 選定の方法については、下記の選定基準及び審査基準に基づき、選定します。

- ・ 審査基準には項目毎に配点を行い、審査の基礎とします。
- ・ 選定会議の審査結果に基づき、承継候補事業者を選定します。なお、当該事業者に事故等があるときは、次点者を承継候補事業者として選定する場合があります。

### (3) 審査方法

選定会議が、下記の選定基準及び審査基準に基づいて、提出された書類等を審査し、承継候補事業者と次点者を選びます。

ただし、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ② 関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合
  - ③ 書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したことが明らかになった場合
  - ④ 以下の不正行為があった場合
    - ・ 承継候補事業者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
    - ・ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ※ なお、一者しか応募がない場合でも選定会議を開催するものとします。

### (4) 企画提案書等の説明（プレゼンテーション）

選定会議では、企画提案者から直接、承継事業に係る企画提案書についての説明をしていただきます。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査でスライドや映像を使用することは可能です。その場合、スクリーン、プロジェクターは、協議会事務局が用意しますが、それ以外に必要な機材（パソコン等）は提案事業者で用意してください。なお、持込みのパソコンとプロジェクターの接続方法は、HDMI ケーブルによる接続のみとします。

### (5) 選定基準

- ① 本実証事業の趣旨及び目的を理解し、提案内容がそれらに合致しているか。
- ② 府内の高齢者が広く平等に利用することができ、住民 QOL 向上が期待できるか。

## (6) 審査基準

審査項目	審査内容	点数
事業承継に係る理解度 【20点】	①本実証事業の趣旨及び目的と合致しているか。	10点
	②継続的に維持・運営できるようなスキーム、ビジネスプランになっているか。	10点
サービス提供手法/内容 【40点】	①「高齢者にやさしいまちづくり」にフォーカスし、ICTをベースとした、シニアサポートサービスが提案されているか。	10点
	②持続可能な形でサービスが提供できるよう、民間事業者の収益を考慮した提案がされているか。	10点
	③行政及び民間サービスをワンストップで提供するプラットフォームが提案されているか。	10点
	④既存のユーザーが引き続きサービス利用できるように工夫がされているか。	10点
適正な管理業務の遂行 【20点】	①適切な管理運営体制が提案されているか。	5点
	②協議会会員が継続して事業に参画できるよう努めているか。	10点
	③自社及び民間事業者が提供する各社サービスサイトで生じたトラブル等への対応策が提案されているか。	5点
承継に向けた準備【5点】	承継に向けて具体的かつ実現可能性があるスケジュールとなっているか。	5点
サービスの実施期間及び展望 【10点】	①承継後の事業のスケジュールが具体的かつ実現可能性があるか。	5点
	②将来に向け、事業の発展・拡張が見込めるか。	5点
譲渡代金【5点】	譲渡代金を多く提示している提案者に加点。	5点
計		100点

#### (7) 承継候補事業者の決定

選定会議における審査において、最も評価の点数が高い企画提案者を承継候補事業者とします。

複数の企画提案者の点数が同点の場合は、審査項目のうち「事業趣旨及び目的」の点数が高い企画提案者を選定します。

審査の結果、評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

#### (8) 審査結果の通知及び公表

選定会議の審査結果については、企画提案者に書面で通知するとともに、選定過程の透明性を確保する観点から、大阪府ホームページにおいて公表します。

### 9 承継事業者の決定

承継候補事業者は、協議会総会での議決を経た後に協議会が承継事業者として決定し、その旨を大阪府ホームページにおいて公表します。

### 10 合意形成及び協定の締結

協議会と承継候補事業者は、合意形成を行ったのち、基本合意書及び事業承継協定書を締結します。

なお、協議の結果によっては、基本合意書及び事業承継協定書を締結しないことがあります。

### 11 引継ぎ事項

令和7年度以降に円滑に事業を開始できるよう、令和6年度中に協議会から引継ぎを行うものとします。

ただし、協議の内容によっては、引継ぎの時期を延長する場合があります。

## 「スマートシニアライフ事業」実証事業の概要

経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 3 年 12 月 大阪府・民間企業による「大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会」設立</li> <li>・令和 4 年 2 月 第 1 期実証事業スタート（約 6 か月）        &lt;実証対象者&gt;堺市南区（泉北ニュータウンを含む全域）、河内長野市（南花台）、大阪狭山市（狭山ニュータウン）の 50 歳以上の住民（タブレット貸出総数は 858 台）</li> <li>・令和 4 年 12 月 第 2 期実証事業スタート（約 6 か月）        &lt;実証対象者&gt;大阪市（生野/住吉/東住吉区）の 50 歳以上の住民（タブレット貸出総数は 852 台）</li> <li>・より多くの高齢者が実証事業に参画できるようにするため、令和 4 年 12 月 21 日(水)より、スマートシニアライフ事業の LINE アカウント「<u>おおさか楽なび</u>」を公式オープン。</li> <li>・令和 5 年 9 月 第 3 期実証事業スタート（約 6 か月）        &lt;実証対象者&gt;大阪市阿倍野区、泉大津市の 50 歳以上の住民（タブレット貸し出し総数 814 台）</li> </ul>
利用状況等	<p>【利用者について】（※1）</p> <p>①友だち数        約 130,000、ブロック率：約 58%</p> <p>②利用者層（※2）        50 歳未満 13%、50 代 24%、60 代 37%、70 代以上 26%</p> <p>※1 令和 6 年 5 月現在        ※2 ②利用者層は、任意の登録によるものであり、約 16,153 人が回答。</p>
備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Lenovo 82KT00CDJP ノート型パソコン 1 個</li> <li>・100-43200000-40 会議用スピーカーフォン Jabra 1 個</li> <li>・EPSON EB-W06 [ビジネスプロジェクター 3,700lm/WXGA スタンダードモデル] 1 個</li> <li>・延長コード</li> </ul>

## 条件提示書

### 1 事業承継の趣旨及び目的

民間企業及び大阪府が参画する「大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会」（以下「協議会」という。）が実施してきた「スマートシニアライフ事業」の実証事業（以下「本実証事業」という。）を継続的かつ安定的に実装化するため、民間企業への事業承継を行う。

### 2 承継内容

#### (1) 承継事業

大阪府域全体における住民の生活の質（QOL）の向上に向けて、特にシニア層がいきいきと健康で生活できるよう、高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを構築し、行政と民間の様々なサービスをワンストップで提供する「スマートシニアライフ事業」の実証事業を承継する。

なお、令和6年5月時点で、本実証事業のサービスプラットフォーム（ポータル）としている LINE 公式アカウント「おおさか楽なび」（以下「おおさか楽なび」という。）は、友だち数約 130,000（ブロック率約 58%）である。新たなプラットフォームに移行する際、承継事業者は、現サービス利用者が引き続きサービスを利用できるよう考慮するものとする。

#### (2) 承継対象資産

- ア 「おおさか楽なび」に使用しているコンテンツ及びデザイン（協議会参画企業等が提供するサービスに係るものについては別途協議の上決定する。）
- イ 「おおさか楽なび」を經由して取得した統計情報
- ウ 「おおさか楽なび」に関して有する取引先等の情報（ただし、取引先等が同意したものに限る。）
- エ 協議会で購入した物品一式

### 3 条件

#### (1) 目的

高齢者がいきいきと健康で便利に生活できるよう、高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを構築し、デジタル端末を活用することにより、行政と民間の様々なサービスをワンストップで提供することで、高齢者の QOL の向上を目指す。

#### (2) 体制

- ア 事業を適切に管理・運営すること。
- イ 協議会の現会員が引き続き本事業に参画できるよう努めること。
- ウ 官民連携の枠組みを構築し、運営すること。

(3) サービスの提供

ア 行政及び民間サービスをワンストップで提供するプラットフォームを構築（既存のものを活用する場合も含む。）すること。なお、「おおさか楽なび」のサービスの提供終了時期については、協議の上決定する。

イ 「おおさか楽なび」が提供する既存サービスのうち、利用者の継続ニーズの高いものについては、継続に向けた協議に応じること。

(4) 譲渡代金

0円以上とする。

(5) 事業期間

承継後、最低2年間は承継事業を継続すること。

(6) サービス提供対象

大阪府民を対象にすること。

#### 4 その他

ア 事業承継者が決定し、事業承継が完了次第、総会の決議を経て一旦現協議会は解散するが、事業承継者が運営する「官民連絡調整会議」（仮称）に大阪府は参画し、次の事項を行うものとする。なお、当該会議で実施する事項については、別途協議の上決定する。

<大阪府の主な役割（例）>

- ・ 行政サービスに係るサービス・コンテンツの調整（国、庁内及び府内市町村を含む。）、実証フィールドの提供に係る庁内及び府内市町村との調整
- ・ 事業承継までに作成した協議会資料の保管（事業承継日から5年間）

イ 「おおさか楽なび」の現ユーザーの新たなプラットフォームへの移行促進にあたっては、協議会は「おおさか楽なび」の運用期間中において周知・広報を行うものとする。

以上

## 承継事業者申請書

令和 年 月 日

大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会  
会長 坪田 知巳 様

申請者 所在地  
名称  
代表者の氏名

『「スマートシニアライフ事業」の実証事業』を承継したいので、別紙の書類を添付して申請します。

## 法人概要書

1 法人等の概要（共同提案の場合には、代表となる法人等の概要を記載してください。）

代表法人等名			
所在地			
連絡先	担当部署 担当者名	電話番号 F A X	
設立年度・資本金等	設立年度	年	資本金・出捐金
従業員数	人（令和 年 月 日現在）		

(参画法人等)※共同提案がある場合

法人名等	分担内容	担当部門・担当者	連絡先

2 主要株主・出資（出捐）者

出資（出捐）者名	出資（出捐）金額	出損（出捐）率

3 主な事業内容

--

## 共同企業体届出書

代表構成員
大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会会長 様 「スマートシニアライフ事業」の実証事業承継に係る企画提案公募について、下記の者と合同で参加します。 なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員を取りまとめ、大阪府に対する企画提案公募及び協定又は契約に係る一切の責任を負うものとします。
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
構成員 1
大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会会長 様 「スマートシニアライフ事業」の実証事業承継に係る企画提案公募について、本届出書記載のとおりに合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
構成員 2
大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会会長 様 「スマートシニアライフ事業」の実証事業承継に係る企画提案公募について、本届出書記載のとおりに合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

## 「スマートシニアライフ事業」の実証事業承継 に係る共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会（以下「協議会」という。）からの「スマートシニアライフ事業」の実証事業承継（以下「事業承継」という。）を共同連帯して実施することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は 年とする。ただし、この存続期間を経過しても当企業体に係る事業承継の協定又は契約の履行後 ヲ月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。
- 3 当企業体が協議会との間で本件について合意できなかった場合には、当企業体は第1項の規定にかかわらず、協議会が事業承継について他者と合意した日に解散する。

(構成員の名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 1 名称.....
- 2 名称.....
- 3 名称.....

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、事業承継に関し、当企業体を代表して、次の権限を有するものとする。

- (1) 協議会及び監督官庁等と折衝する権限。
- (2) 代表者の名義をもって基本合意書、協定又は契約の締結、譲渡代金の支払い及び承継対象資産の受領に関する権限。
- (3) 譲渡代金の支払い及び承継対象資産の受領に関する復代理人の選任についての権限。
- (4) 当企業体に属する財産を管理する権限。
- (5) その他事業承継に関して必要となる一切の事項を執行する権限。

(業務分担額)

第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、事業承継に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、事業承継に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の経費の分配)

第11条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第12条 事業承継期間中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて運営委員会で定めるものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第13条 構成員がその分担業務に関し、協議会、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 14 条 構成員は、協議会及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(構成員の脱退に対する措置)

第 15 条 構成員は、協議会及び他の構成員全員の承認がなければ、当企業体が行う事業承継期間中は脱退することができない。

(構成員の破産又は解散に対する処置)

第 16 条 構成員のうちいずれかが事業承継期間中に破産又は解散した場合は、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を担うものとする。

(解散後の帰責事由に対する構成員の責任)

第 17 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書の定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....ほか.....社は、上記のとおり  
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員  
が記名の上、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地.....

名 称.....

代表者.....

所在地.....

名 称.....

代表者.....

所在地.....

名 称.....

代表者.....

(構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任)

## 委 任 状

年 月 日

大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会会長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私儀 \_\_\_\_\_ (職 氏名) \_\_\_\_\_ を代理人と定め、

「スマートシニアライフ事業」の実証事業承継に係る協定又は契約に関し、下記の権限を委任いたします。

### 記

1. 共同企業体結成に関する一切の件
2. 共同企業体の代表構成員に権限を委任する件
3. 委任期間 自：年 月 日 至：年 月 日

(注)委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

(代表構成員が代表取締役の場合)

## 使 用 印 鑑 届

年 月 日

大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会会長 様

〇〇××共同企業体

代表構成員

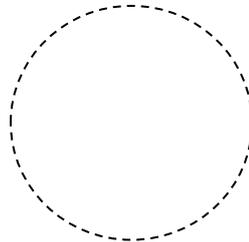
所 在 地

商号又は名称 〇〇 株式会社

代表者氏名 代表取締役 △△ △△ (実印)

私は、下記の印鑑を「スマートシニアライフ事業」の実証事業承継に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 協定又は契約の締結に関する事。
2. 譲渡代金の支払い及び承継対象資産の受領について。
3. 復代理人の選任に関する事。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

(代表構成員が受任者の場合)

使 用 印 鑑 届

年 月 日

大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会会長 様

〇〇××共同企業体

代表構成員

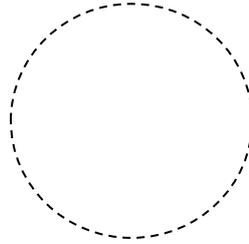
所 在 地

商号又は名称 〇〇株式会社 △△支店

役 職 氏 名 △△支店長 □□ □□ (印)

私は、下記の印鑑を「スマートシニアライフ事業」の実証事業承継に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 協定又は契約の締結に関する事。
2. 譲渡代金の支払い及び承継対象資産の受領について。
3. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。